問題１　次の文は、改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引（平成 31 年３月文部科学省）、改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（令和２年３月文部科学省）、改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引（令和３年３月文部科学省）の「第１章　第１節　学校における保健教育の意義」の一部を示そうとしたものである。文中の①～⑥の［　　］内にあてはまる語句をあとの㋐～㋓からそれぞれ一つ選んで、その記号を書け。ただし、同じ番号の空欄には、同じ語句が入るものとする。

中教審答申では、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の一つとして「健康・安全・食に関する力」についての資質・能力が次のとおり示されており、これらは学校における保健教育において子供たちに身に付けさせたい資質・能力とおおむね一致している。

ア　様々な［①］、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、［②］を実現するために必要な知識や技能を身に付ける（知識・技能）
イ　自らの健康や安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、［②］を実現するために何が必要かを考え、適切に［③］し、それを表す力を身に付ける（［④］）
ウ　健康や安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の［②］を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする［⑤］を身に付ける（［⑥］）

このように、保健教育には、子供たちが学習し、生活する場である学校において、［②］を送ることができるように、そして生涯にわたって［②］や健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにすることが求められている。

語群

㋐ 生きる力	㋑ 態度	㋒ 学びに向かう力・人間性等	㋓ 健康課題	㋔ 健康で安全な生活
㋕ 連携	㋖ 意思決定	㋗ 能力	㋘ 判断	㋙ 持続可能な生活
㋚ 疾病	㋛ 思考力・判断力・表現力等			

問題２　次の(1)～(7)は、「学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－　－令和２年度改訂－」（令和３年３月　公益財団法人　日本学校保健会）に示されているこれからの学校保健に求められている養護教諭の役割について示そうとしたものである。文中の①～⑥の［　　］内にあてはまる語句をそれぞれ書け。

(1)　学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上で［①］の役割
(2)　養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な［②］、健康観察、保健指導の充実
(3)　［③］的役割を果たしている保健室経営の充実（保健室経営計画の作成）
(4)　いじめや児童虐待など児童生徒等の心身の［④］の早期発見、早期対応
(5)　学級（ホームルーム）活動における保健の指導をはじめ、Ｔ・Ｔや兼職発令による［⑤］への積極的な授業参画と実施
(6)　健康・安全にかかわる［⑥］への対応
　　救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等
(7)　専門スタッフ等との連携協働

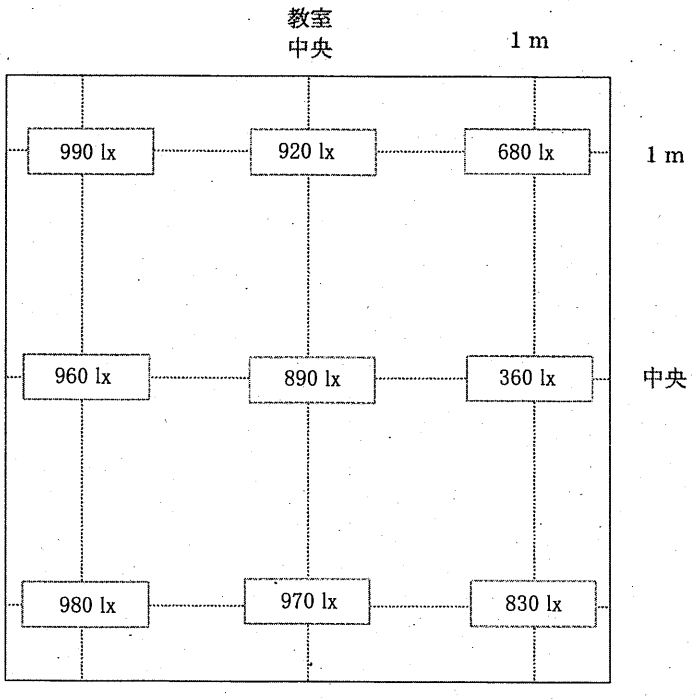
問題３　次の表は、学校保健計画と保健室経営計画についてまとめようとしたものである。表中の①～⑥の［　　］内にあてはまる語句を、あとの㋐～㋓からそれぞれ一つ選んで、その記号を書け。ただし、同じ番号の空欄には、同じ語句が入るものとする。

	学校保健計画	保健室経営計画
推進者	［①］ ＊役割分担して組織的に活動を推進	［⑥］が中心
特徴	・学校保健活動の年間を見通して、「［②］」「［③］」「［④］」の３領域について立てる総合的な基本計画 ・単年度計画 ・［⑤］の評価に位置付け、評価を実施	・教育目標等を踏まえた上で、保健室経営の目標に対して、計画的、組織的に運営するための計画 ・［⑥］の職務（役割）と保健室の機能を踏まえた計画 ・単年度計画 ・保健室経営目標に対する評価を実施

語群

㋐ 管理職	㋑ 保健主事	㋒ 学校医	㋓ 全教職員	㋔ 安全管理
㋕ 救急処置	㋖ 保健教育	㋗ 組織活動	㋘ 教育目標	㋙ 学校保健
㋚ 保健管理	㋛ 学校経営	㋜ 学校安全	㋝ 養護教諭	㋞ 健康相談

問題４　次の図は、ある教室の机上の水平照度を測定した結果である。この教室はコンピュータを使用する教室として望ましいか。学校環境衛生基準で示されているコンピュータを使用する教室等の机上の照度の基準を踏まえて説明せよ。



問題５　児童生徒等の健康診断について、次の(1)、(2)の問いに答えよ。

(1)　次の文は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の条文の一部を示そうとしたものである。文中の①～④の［　　］内にあてはまる語句をそれぞれ書け。

学校教育法第十二条
　学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の［①］を図るため、健康診断を行い、その他その保健に［②］を講じなければならない。

学校保健安全法第十三条
　学校においては、［③］に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。
2　学校においては、［④］ときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

(2)　身長に対比して体重を評価する指標である肥満度が 26.8％であった小学５年生の男子児童は、「高度やせ」・「やせ」・「普通」・「軽度肥満」・「中等度肥満」・「高度肥満」のいずれの判定になるか書け。

問題６　次の(1)～(4)は、学童期によくみられる心臓に関わる病気の特徴について述べたものである。該当する病名をそれぞれ書け。

(1)　左右心室の仕切りに孔があいている病気で、先天性心疾患の中で最も多くみられる。
(2)　左心室の壁が厚くなって拡張不全をきたすもので、小児期は心不全よりも運動時等の突然死が問題となりやすい。
(3)　心電図のＱＲＳ波の始まりに特徴的な波（デルタ波）を認める。運動で発作性上室頻拍が誘発される場合には運動制限が必要である。
(4)　主として、４歳以下の乳幼児に起こる原因不明の炎症性疾患であり、国内の患者数は年々増加している。後遺症として冠動脈瘤があるが、後遺症の頻度と死亡率は低い。

問題７　色覚について、次の(1)～(3)の問いに答えよ。

(1)　色覚の検査は定期健康診断の項目に含まれていないが、学校医による健康相談等において、必要に応じ個別に検査を行うとされている。色覚の検査の意義を答えよ。

(2)　色覚の検査を実施する際の留意事項を２つ書け。

(3)　色覚異常のある人が色間違いしやすい色の組合せを「ピンクと白・灰色」、「緑と灰色・黒」以外で２つ答えよ。

問題８　次の(1)、(2)の問いに答えよ。

(1)　次の文は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の条文の一部を示そうとしたものである。文中の①～⑤の［　　］内にあてはまる語句をそれぞれ書け。

> 第九条
> 養護教諭その他の職員は、相互に［①］して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の［②］により、児童生徒等の［③］を把握し、［④］と認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して［⑤］を行うものとする。

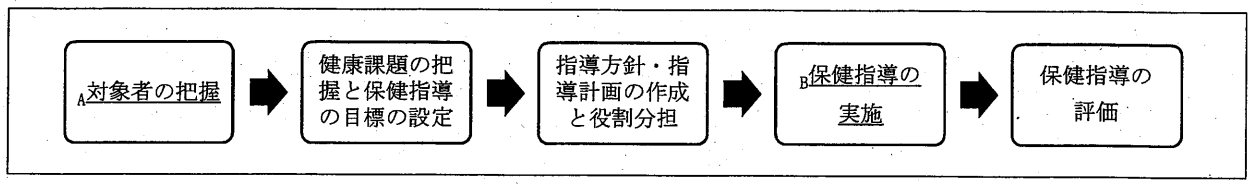
(2)　次の表は、「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」(平成 21 年３月　文部科学省)の「第１章　健康観察　4　健康観察の機会」の一部を示そうとしたものである。表中の①～⑥の［　　］内にあてはまる語句をあとの㋐～㋖からそれぞれ一つ選んで、その記号を書け。ただし、同じ番号の空欄には、同じ語句が入るものとする。

	時間	主な実施者	主な視点
学校における健康観察	朝や帰りの会	①	登校の時間帯・形態、朝夕の健康観察での［②］
	授業中	学級担任及び教科担任等	［③］、友人・教員との人間関係、授業の［④］
	休憩時間	⑤	友人関係、［⑥］
	給食（昼食）時間	①	食事中の会話・食欲、食事摂取量
	保健室来室時	養護教諭	［③］、来室頻度
	部活動中	部活動担当職員	［④］、部活動での人間関係、体調
	学校行事	⑤	［④］、［③］、人間関係
	放課後	⑤	友人関係、下校時の時間帯・形態

語群

㋐　教職員　　㋑　睡眠の状況　　㋒　学級担任(ホームルーム担任)　　㋓　表情・症状　　㋔　過ごし方
㋕　学校医　　㋖　参加態度　　㋗　心身の状況　　㋘　校長・教頭

問題９　次の図は、「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和３年度改訂－」（令和４年３月　公益財団法人　日本学校保健会）の「第４章　個別の保健指導の進め方」を基に作成した個別の保健指導の基本的なプロセスを示したものである。下図に沿った個別の保健指導について、次の(1)、(2)の問いに答えよ。



(1)　図中の下線部Ａについて、保健指導の対象者を把握する方法にはどのようなものがあるか。３つ書け。

(2)　図中の下線部Ｂについて、保健指導を実施する上で、発達段階に即した指導内容に努めることが留意点の一つとしてあげられる。発達段階別身体の健康問題の特徴について述べた次の①～⑤について、各文が正しければ○を、間違っていれば×を、それぞれ書け。

①　学童期（小学校）は、学校教育を通じて高度な心身の活動が継続する時期であるが、心身のバランスはよくとれ、疾病にかかることは比較的少なく、成長期のうちで最も安定した時期に相当する。この時期における１年あたりの成長の平均は、体重３～3.5kg、身長約６cmである。学童期を通じて頭囲の成長はわずか２～３cmであり、これは以前よりも脳の発育速度が遅くなることを示している。

②　成長期の運動器は発育途上で未成熟の状態であり、骨は弾力性に富み筋肉・靭帯も柔軟であるが、損傷されやすい状態にある。このことから、身長が伸びる成長期の関節周囲への過大なストレスは、骨粗しょう症のリスクを高くする。そのため、児童期における過度な運動は避ける必要がある。

③　青年前期（中学校）は、成長・発達の個人差が小さく、男女差もあまりみられないのが特徴である。発達のバランスという観点から個々の生徒を見る必要があり、個別対応を心掛けることが望ましい。身長は、学童期の年間成長率を上回り、女子は男子より約２歳早く伸び始め、身長の伸びが止まるのも２歳ほど早い。この時期に男子は筋肉量が増加し、女子は皮下脂肪が発達する。

④　青年前期（中学校）は、自律神経の調節が崩れやすい時期でもあり、心身ともに不安定となりその不調を訴える生徒が多くなる。疾患としては心身症を伴う不登校、起立性調節障害、ストレスが原因となっている過敏性腸症候群などに注意が必要である。

⑤　青年後期（高等学校）は、自己同一性を確立していく中で、心身の調子を崩し、摂食障害（拒食症、過食症）、パニック発作などを発症することがあるため注意が必要である。

問題10　１型糖尿病と診断されインスリン自己注射が必要な生徒（中学１年生）が入学した。これに関して、次の(1)、(2)の問いに答えよ。

(1)　養護教諭が本生徒及びその保護者に対して行う入学時の健康相談において、相互に確認しておくべき事項にはどのようなものがあるか。２つ書け。

(2)　本生徒及びその保護者の同意を得て、職員会議で全教職員に１型糖尿病の特徴や配慮事項等について説明することとなった。その際に使用する周知資料を回答欄の様式に従って作成せよ。

受験番号	

令和６年度　養護教諭　解答用紙（その１）

問題１

①	②	③
④	⑤	⑥

問題２

①	②	③
④	⑤	⑥

問題３

①	②	③
④	⑤	⑥

問題４

受験番号	

令和６年度　養護教諭　解答用紙（その２）

問題５

	①	②	③	④
(1)				
(2)				

問題６

(1)	(2)
(3)	(4)

問題７

(1)		
(2)		
(3)		

受験番号	

令和６年度　養護教諭　解答用紙（その３）

問題８

(1)	①		②		③	
	④		⑤			
(2)	①	②	③	④	⑤	⑥

問題９

(1)					
(2)	①	②	③	④	⑤

受験番号	

令和６年度　養護教諭　解答用紙（その４）

問題 10

(1)

(2)

１型糖尿病について

1　１型糖尿病の特徴

2　低血糖が起こったときの対応

程　度	症　状	対　応
軽度		
中等度		
高度		

3　配慮してほしいこと

受験番号	

令和６年度　養護教諭　解答用紙（その１）

問題１　１点×６＝６点

①	②	③
㋓	㋐	㋕
④	⑤	⑥
㋒	㋑	㋖

問題２　２点×６＝１２点

①	②	③
コーディネーター	健康相談	学校保健センター
④	⑤	⑥
健康課題	保健教育	危機管理

問題３　１点×６＝６点　　②、③、④は順不同

①	②	③
㋓	㋕	㋗
④	⑤	⑥
㋘	㋒	㋙

問題４　３点

（解答例）

学校環境衛生基準では、コンピュータを使用する教室等の机上の照度は500～1000 lx程度が望ましいとされている。この教室は机上の水平照度の測定結果が360 lxと基準値を下回る箇所があるため、コンピュータを使用する教室として望ましくない。

受験番号	

令和６年度　養護教諭　解答用紙（その２）

問題５　(1) ２点×４＝８点　(2) １点×１＝１点

	①	②	③	④
(1)	保持増進	必要な措置	毎学年定期	必要がある
(2)	軽度肥満			

問題６　２点×４＝８点

(1)	(2)
心室中隔欠損（症）	肥大型心筋症
(3)	(4)
ＷＰＷ症候群	川崎病

問題７　(1) ２点　(2) ２点×２＝４点　(3) １点×２＝２点

(1)	（解答例） 児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま進学・就職等で不利益を受けることがないようにすること。
(2)	・検査は本人・保護者の同意を得て実施する。 ・机上に置いた検査表が光源の光を照り返さないように注意する。 ・眼鏡等の所有者には装用させて検査する。 ・答えた内容について訂正したり、念を押したりしてはいけない。 ・検査者の態度で答えの正否が被検査者に知られないように配慮する。 ・検査室には一人ずつ入れ、前の被検査者の検査が済んでから次の児童生徒等を入れる。 ・検査を受ける児童生徒等がほかの者から特別視されないよう配慮するとともに、本人が嫌な思いや恥ずかしい思いをしないよう、態度や言葉づかいに気を付ける。 ・希望者には適切な時期に色覚の検査が受けられるような体制を整える。 等から２つ
(3)	茶と緑　　橙と黄緑　　赤と緑　　青と紫　　赤と黒　　ピンクと水色　　から２つ

受験番号	

令和６年度　養護教諭　解答用紙（その３）

問題８　(1) ２点×５＝１０点　(2) １点×６＝６点

(1)	①		②		③	
	連携		日常的な観察		心身の状況	
	④		⑤			
	健康上の問題がある		必要な助言			
(2)	①	②	③	④	⑤	⑥
	㋒	㋓	㋖	㋗	㋐	㋑

問題９　(1) ２点×３＝６点　(2) １点×５＝５点

(1)	・健康観察 ・健康診断 ・健康に関する調査 ・保健室利用状況（救急処置等） ・健康相談　　等から３つ

(2)	①	②	③	④	⑤
	○	×	×	○	○

受験番号	

令和６年度　養護教諭　解答用紙（その４）

問題 10　　(1) ２点×２＝４点　　(2) １７点

(1)

・治療内容
・緊急時連絡方法
・低血糖時の症状と対処法
・学校生活の注意（学校給食、補食、運動等）
・学校でのインスリン自己注射や補食をする場所と保管場所
・学校行事への参加体制
・友達への病気の開示　　等から２つ

(2)

（解答例）

１型糖尿病について

1　１型糖尿病の特徴

・膵臓のインスリンを産生している β 細胞が自己免疫現象などによって破壊され、インスリン分泌能が著しく低下して起こる糖尿病です。
・急速に悪化して、突然、口渇、多飲、多尿、体重減少などの症状があらわれます。
・治療にはインスリン注射が不可欠で、インスリン注射をしないと日常生活が困難で、ときには命にもかかわる状態になります。

2　低血糖が起こったときの対応

程　度	症　状	対　応
軽度	空腹感、いらいら、手がふるえる	グルコース錠２個あるいはグルコースジェル１袋 （40kcal＝0.5 単位分。入手できなければ、スティックシュガー10g）
中等度	黙り込む、冷汗、蒼白、異常行動	グルコース錠２個あるいはグルコースジェル１袋 （入手できなければ、スティックシュガー10g） さらに多糖類を 40～80kcal(0.5～１単位分)食べる。 （ビスケットやクッキーなら２～３枚、食パンなら 1/2 枚、小さいおにぎり１つなど） 上記補食を食べた後、保健室で休養させ経過観察する。
高度	意識障害、けいれんなど	保護者・主治医に緊急連絡し、救急車にて主治医または近くの病院に転送する。救急車を待つ間、砂糖などを口内の頬粘膜になすりつける。

＊軽度であっても低血糖が起こったときには、保護者・主治医に連絡することが望ましい。

3　配慮してほしいこと

・遠足や宿泊学習、修学旅行などの参加について不明な場合は、学校医・主治医と相談します。
・食事時間以外にも、低血糖予防のために補食を摂取しなければならない場合もあるので、周囲に遠慮せずに補食が取れる環境を作ってください。
・インスリン自己注射を遠慮なくできる環境を学校内の保健室などに作っておくことが大切です。
・万一に備えて、補食用のグルコースやジュース、ビスケットなどを用意しておきましょう。